

平成28年度 守口市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成28年度守口市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	7 0 , 3 8 8 戸			
(2) 年 間 総 給 水 量	1 6 , 5 5 8 , 0 0 0 m ³			
(3) 1 日 平 均 給 水 量	4 5 , 3 6 4 m ³			
(4) 主要な建設改良事業	配 水 管 整 備 事 業	工 事 費	4 6 0 , 0 0 0 千円	配水管更新工事等
	浄水施設整備事業	工 事 費	8 3 , 0 0 0 千円	中央制御設備更新工事
	配 水 管 改 良 事 業	工 事 費	3 1 , 0 0 0 千円	配水管移設工事等
	浄水施設改良事業	工 事 費	6 1 , 6 3 5 千円	オゾン発生装置シーケンサ改良工事等
	取水施設改良事業	工 事 費	8 , 1 7 3 千円	取水ポンプ改良工事
	庁舎等改良事業	工 事 費	3 1 , 2 1 0 千円	庁舎高圧受電設備更新工事

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	水道事業収益	2,901,233千円
第1項	営 業 収 益	2,727,584千円
第2項	営 業 外 収 益	173,639千円
第3項	特 別 利 益	10千円

	支	出
第1款 水道事業費用		2, 8 3 2, 6 0 6 千円
第1項 営 業 費 用		2, 4 2 5, 8 9 7 千円
第2項 営 業 外 費 用		4 0 3, 3 4 6 千円
第3項 特 別 損 失		2, 3 6 3 千円
第4項 予 備 費		1, 0 0 0 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1, 0 6 3, 6 5 8 千円は、過年度分損益勘定留保資金3 8 8, 3 5 5 千円、当年度分損益勘定留保資金6 2 3, 0 6 7 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5 2, 2 3 6 千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		5 1 6, 6 2 8 千円
第1項 企 業 債		4 7 0, 0 0 0 千円
第2項 他 会 計 出 資 金		1 8, 3 6 4 千円
第3項 固定資産売却代金		1 3 9 千円
第4項 他 会 計 負 担 金		1 7, 5 0 0 千円
第5項 工 事 負 担 金		1 0, 6 2 5 千円

	支	出
第1款 資本的支出		1, 5 8 0, 2 8 6 千円
第1項 建 設 改 良 費		7 9 5, 2 1 4 千円
第2項 企 業 債 償 還 金		7 8 5, 0 7 2 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
旧取水施設撤去に係る設計及び環境調査業務委託事業	平成30年度まで	30,000千円
庁舎内外清掃業務委託事業	平成31年度まで	12,957千円
浄水場施設等運転管理業務委託事業	平成31年度まで	361,026千円
合 計		403,983千円

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の 方 法	利率	償 還 の 方 法				
				資金区分	償還期限	左のうち据置期間	償還方法	そ の 他
配水管 整備事業	400,000千円	普 通 貸 借 (証書借入) 又は 証 券 発 行	年 7.0% 以 内	政 府	30年 以内	5年以内	年賦又は 半年賦 元利均等 元金均等	左記の条件の範囲内において借 入先に融通条件がある場合その条 件に従うことができる。
浄水施設 整備事業	70,000千円			地 方 公 共 団 体 金 融 機 構				ただし、財政の都合により償還期 限及び据置期間を短縮し、若しくは 繰上償還又は低利に借換えること ができる。
合 計	470,000千円			そ の 他				なお、起債前借又は翌年度に繰越 して借入れることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用 及び 特別損失
- (2) 建設改良費 及び 企業債償還金

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 601,277千円
- (2) 交際費 100千円

(他会計からの補助金)

第10条 児童手当に要する経費に対する補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,736千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、35,326千円と定める。

平成28年2月25日提出

守口市長 西 端 勝 樹